

いのちを守るため 赤十字はともに



救護所を受診した生後3週間の乳児を抱く赤十字の看護師（令和6年能登半島地震）

赤十字活動資金へのご協力をお願いします

ご寄付は地域のご担当者さまがお預かり



区・市役所などで取りまとめ



日本赤十字社 東京都支部が受け取り



いのちを救う赤十字活動に





皆さまからのご寄付で、たとえば、被災地で支援を必要としている方々に、このような物資をお届けすることができます

たとえば 4,000円のご寄付で

安眠セット(1人分)を配備

避難所などで身体を休めるために必要な、キャンピングマット、枕、アイマスクなどが揃っています。



たとえば 5,000円のご寄付で

緊急セット(約4人分)を配備

マスク、ウェットティッシュ、ラジオ、懐中電灯、歯ブラシなど、避難先での生活にあると便利なアイテムが、一式収納されています。



赤十字活動資金へのご協力方法

- 赤十字協賛委員が皆さまのご家庭を訪問する際にご寄付いただけます。
※赤十字協賛委員とは、赤十字が委嘱し、町会・自治会等を通じて活動資金の募集にご協力くださる方です。活動の際は、協賛委員バッジを着用しています。
- お近くの区役所・市役所や日本赤十字社の窓口でも、受け付けております。
- クレジットカード、口座振替、郵便振込、スマホアプリでのご寄付も受け付けております。
- 「遺言によるご寄付(遺贈)」や「相続財産のご寄付」、「ご香典のご寄付」も承っております。

ご家庭に眠る「物品」もご寄付いただけます！ お送りいただいた物品の査定金額が寄付になります。

ご寄付いただける物品(一例)

▶ 未使用切手・未使用ハガキ
(書き損じや古いハガキ、海外切手も可)



▶ カメラ・レンズ



▶ 勲章・メダル・楽器



▶ 商品券・図書カード・テレカ・QUOカード
※いずれも未使用のみ(図書カードNEXT、期限のない商品券等は受付不可)



▶ 骨董品・絵画・美術品



▶ 貴金属・宝飾品・ブランド品
(バッグ、財布、アクセサリー、時計、食器等)



パソコン、プリンター、衣類、着物、家電、家具、人形、一般食器、換金性の低いもの等は受付できません。送付後のご返却には対応できません。

送付先

〒156-0041 東京都世田谷区大原2-23-17-1F

「日本赤十字社宛お宝エイド」(03-6265-7595)宛ゆうパック着払いにてお送りいただけます。

詳細についてはこちら

日赤東京 物品寄付

検索

※「お宝エイド」は寄付される物品の受け取り代行をしております。日本赤十字社東京都支部には送付しないようご注意ください。

赤十字活動資金へのご寄付は税制上の優遇措置が受けられます

寄付の種類	関係根拠法令	措置の内容等
個人	特定寄付金	所得税法第78条第2項第3号 寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から、2千円を差し引いた金額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。(都条例により個人住民税も税額から控除されます。)
	相続税にかかる寄付金	租税特別措置法第70条 相続により取得した財産の全額または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価額は相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。 ※相続人が相続税に関する申告書を税務署長に提出する際に日本赤十字社の発行した「贈与された財産に係る証明書」を添付する必要があります。
法人	特定公益増進法人に対する寄付金	法人税法第37条第4項 通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。 ※損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署や税理士にご確認ください。

※詳しくは当支部ホームページをご覧ください。東京都支部までお問合せください。

お問い合わせ先

【地域推進課】〒169-8540 東京都新宿区大久保1-2-15

TEL: 03-5273-6742 (平日9:00~17:30)

https://www.jrc.or.jp/chapter/tokyo/ 赤十字 東京 検索

